

意見交換を踏まえた重点プロジェクトの推進及び重点化の方向性について

平成 24 年 7 月 26 日

1 重点プロジェクトの推進について

各団体との意見交換をふまえ、重点プロジェクト推進にあたり「更に検討すべき事項」として整理し、既存事業の充実や新規事業の実施に向け、障害者施策推進協議会において議論いただきながら検討していきたい。

意見交換における主な事項

- (1) 震災からの復興施策の推進
 - ・安心して避難できる環境の整備
 - ・ボランティア等のマンパワー確保
 - ・情報提供や電源確保
- (2) 障害児への支援の充実
 - ・利用ニーズに応じた放課後等デイサービス
 - ・特別支援学校卒業後の支援
- (3) 就労支援体制の推進
 - ・企業関係者との連携
 - ・離職者への支援
 - ・多様な障害への対応や就労環境向上
- (4) 精神障害者への施策の充実
 - ・偏見等への対応
 - ・重い障害を受け入れる体制
 - ・ライフ・ステージや高齢化に応じた対応
- (5) 障害の重度化・多様化への対応の強化
 - ・医療的ケアが必要な方への支援
 - ・難病患者や自閉症等障害特性に応じた支援
 - ・難病患者の家族への相談
 - ・患者会の立ち上げ支援

更に検討すべき事項

指定避難所の環境の整備
福祉避難所の増設及び機能向上
在宅避難障害者への支援

放課後等デイサービスの拡充
生活介護事業所の増

企業と連携した取り組みの推進
専門性の向上や人材の育成
工賃向上に向けた取り組み

日中活動や住まいの場の確保
早期発見・支援

「重い」障害のある方への支援
障害特性に応じた支援
当事者や家族への支援の強化

各プロジェクト共通事項：
権利や障害理解の推進，高齢化への対応，相談支援の充実

2 重点化の方向性について

25 年 4 月からの障害者総合支援法においては、共生社会の実現や地域生活の権利の実質的な保障等を盛り込んだ基本理念を新設するとともに、これまで法制度上「谷間」とされていた難病患者を対象とするなど、平成 23 年度に改正された障害者基本法をふまえ、対象者やサービス・支援メニューの拡大が図られた。

このような状況や社会情勢の変化等をふまえ、別添資料 5 「本市が独自で実施している事業のうち創設後一定期間経過した事業一覧」に掲げる事業について検証を行い、障害者施策推進協議会において議論をいただきながら、重点化に向けて一定の方向性を示していきたい。